

令和5年度に実施した定期監査に係る結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知が徳島市教育委員会教育長から別紙のとおりあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和6年5月31日

| | |
|---------|------|
| 徳島市監査委員 | 尾田正則 |
| 同 | 藤原晃 |
| 同 | 須見矩明 |
| 同 | 井上武 |

教総発第132号

令和6年5月9日

徳島市監査委員 殿

徳島市教育委員会

教育長 松本賢治

令和5年度定期監査結果（令和6年3月29日報告分）に基づき次のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

監査結果に基づく措置状況

教育委員会 学校教育課

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 予算執行伺書兼支出負担行為書の決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・人権教育副読本の購入 支出負担行為額：2,705,820 円 <p>同副読本については、定価も決まっており、販売書店も 1 店しかないことから、予算執行伺書兼支出負担行為書で予算を執行することは認められるものである。</p> <p>しかしながら、当該予算の執行について課長専決しているが、課長専決できるのは、購入契約の締結であって、100 万円を超え 300 万円以下の消耗品費の予算の執行は「教育次長」決裁とすべきである。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>当該事案については、購入契約の締結における決裁権者と予算の執行における決裁権者を見誤ったことによるものであり、直ちに適正な予算執行決裁権者の決裁を受けました。</p> <p>今後の再発防止策として、課内において事務決裁規程を周知徹底するとともに、同規程別表を添付し決裁を受けることにより、適正な事務処理を行います。</p> |

監査結果に基づく措置状況

教育委員会 青少年育成補導センター

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 支出負担行為として整理する時期が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 青少年補導員報酬 <p>同報酬を支給する期間が令和5年4月1日から令和6年3月31日までの12か月であるにも関わらず、支出負担行為として整理した日が令和5年8月8日になっていた。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 徳島県青少年補導センター連絡協議会負担金 <p>同負担金の納付依頼が令和5年5月18日であるにも関わらず、支出負担行為として整理した日が令和5年5月15日になっていた。</p> <p>予算の編成及び執行に関する規則に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>当該事案については、支出負担行為として整理する時期について、報酬を支給する期間や負担金の納付依頼日に留意して判断すべきところ、確認が不足していたことによるものです。</p> <p>今後は、予算の編成及び執行に関する規則第20条の2に基づき、適正な事務処理が行えるよう、当該事務処理で留意すべき項目を再確認し、担当者の交替等があった場合にも確実に引き継ぎを行うことにより、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

教育委員会 社会教育課（徳島城博物館、市史編さん室含む）

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 物品購入決裁書について、決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・特別展図録の印刷製本 <p>8月23日に契約した図録の印刷について、11月14日に増刷のため図録作成時の業者と同じ単価及び仕様で契約したもの。</p> <p>印刷製本の契約であるため、「教育委員会総務課長」を購入契約締結の決裁権者とすべきところ、「社会教育課長」の決裁となっていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>今回の指摘事項について、11月14日の契約は8月23日に契約した図録印刷の増刷であり、単価及び仕様が同じであったために、事務決裁規程で規定する決裁権者を誤認したものです。</p> <p>今後は、指摘事項を職員内で共有し、事務決裁規程に基づき適正な事務処理を行うよう決裁時のチェック体制の強化を図るとともに、再発防止に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

教育委員会 社会教育課（徳島城博物館、市史編さん室含む）

| | |
|-------------|---|
| <p>指摘事項</p> | <p>2 切手・はがきの受払簿の管理が適正に行われていないものがあった。</p> <p>令和6年1月23日時点で、徳島城博物館の切手、はがき及びレターパックの受払簿と現物を照合したところ、160円切手について、受払簿で110枚であったのに対し、現物は0枚であった。これは、受払簿を更新する際に、前年度繰越の数値を0枚と記載すべきところ、誤って110枚と記載したものであった。</p> <p>切手・はがきは、換金性の高い金券であることから適正な管理に努められたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>今回の指摘事項は、令和5年度の切手・はがき受払簿更新の際、270円切手が110枚であり、これと混同して160円切手を110枚と誤って記入し、その後も確認が十分でなかったことにより生じました。指摘後、直ちに受払簿の前年度繰越枚数を訂正しました。</p> <p>今後、切手・はがきの受払いや受払簿を記載する際は、必ず複数人で確認を行うことにより、再発防止に努めるとともに適正な管理に努めます。</p> |

監査結果に基づく措置状況

教育委員会 教育研究所

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小学校外国語指導助手に係る謝金（報償費） 支出負担行為額：410,000円（9月1日に370,000円から増額）・ 令和5年度小学校外国語教育サポーター派遣事業の報償費 支出負担行為額：前期分330,000円、後期分380,000円 報償費について、1件30万円を超え50万円以下の支出は、「教育次長」決裁とすべきところ、「課長」決裁としていた。 事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。 |
| <p>措置状況</p> | <p>本件は、報償費における支出負担行為額が50万円以下のものを課長決裁と判断し、決裁権者を誤認したため発生したものであり、直ちに適正な決裁権者の決裁を受けました。</p> <p>今後は、事務処理に際し事務決裁規程別表第9、別表第2の3及び別表第1（備考第4項を含む。）を適宜参照するよう所属職員にあらためて指示するとともに、特に起案時及び文書主任の認承時における決裁権者の確認を徹底し、適正な事務処理を行います。</p> |

監査結果に基づく措置状況

教育委員会 教育研究所

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>2 決裁権者が誤っているものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 中学校校内サーバ機器等の賃借料 契約期間：令和4年11月1日から令和9年10月31日まで 令和5年度支出負担行為額：13,978,800円・ 中学校コンピュータ教室機器の賃借料 契約期間：令和元年10月1日から令和6年9月30日まで 令和5年度支出負担行為額：32,049,600円・ 中学校授業支援用プロジェクトの賃借料 契約期間：令和4年10月1日から令和9年9月30日まで 令和5年度支出負担行為額：14,559,600円 <p>全て長期継続契約であるが、長期継続契約の2年目以降における、使用料及び賃借料の決裁区分は「定例的なもの」と扱うため、当該年度の支出負担行為額500万円を超えるものは「副市長」決裁とすべきところ、「課長」決裁としていた。</p> <p>事務決裁規程に基づき、適正な事務処理を実施されたい。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>本件は、契約事務において、長期継続契約の2年目以降における使用料及び賃借料の「定例的なもの」が全額課長決裁であると判断し、決裁権者を誤認したため発生したものであり、直ちに適正な決裁権者の決裁を受けました。</p> <p>今後は、事務処理に際し事務決裁規程別表第9、別表第2の3及び別表第1（備考第4項を含む。）を適宜参照するよう所属職員にあらためて指示するとともに、特に起案時及び文書主任の認承時において決裁権者の確認を徹底し、適正な事務処理を行います。</p> |

監査結果に基づく措置状況

教育委員会 徳島市立高等学校

| | |
|-------------|--|
| <p>指摘事項</p> | <p>1 使用料について、納入期限の設定が遅いものがあった。</p> <ul style="list-style-type: none">・ガス圧力調整器等の設置による施設使用料 許可日：令和5年2月28日 使用期間：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで・電柱、支線の設置による施設使用料 許可日：令和3年7月13日 使用期間：令和3年9月13日から令和8年3月31日まで <p>行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例第4条第1項ただし書により、行政財産の使用に係る年度の初日前に使用の許可をしたとき及び行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当該行政財産の使用に係る年度内において、使用の開始後1月以内に使用料を徴収すると定められているが、令和5年度の使用料について、令和5年5月8日を納入期限としていた。</p> <p>行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に従い、当年度の使用開始日である令和5年4月1日から1月以内を納入の期限とすべきである。</p> |
| <p>措置状況</p> | <p>本件は、行政財産の目的外使用料徴収について、使用する年度の開始日から1月以内を納入期限とすべきところ、期限の設定の認識誤りにより納入通知書送付日から1月を納入期限としたため発生したものです。</p> <p>今後は、行政財産の許可使用に係る使用料徴収条例に従い、行政財産の使用に係る年度の初日前に使用の許可をしたとき及び行政財産の使用の期間が複数年度にわたるときは、当年度の使用開始日から1月以内を納入の期限とすべきであることを周知徹底し、納入期限部分に付箋を付けるなど決裁権者も含めた複数回の確認を行えるよう、決裁時のチェック体制の強化を図ります。</p> <p>また、次の担当者も適正な事務処理が行えるよう、決裁書や納入通知書データに注意書きを追加し、再発防止に努めます。</p> |